

福岡市障がい者スポーツ協会支援組織育成事業要綱

(目的)

第1条 この事業は、障がい者のスポーツ・レクリエーションを支援する人材を育成することにより、障がい者が容易にスポーツ・レクリエーションに親しみ、もって地域への参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福岡市障がい者スポーツ協会（以下「協会」という）とする。

(組織及び名称)

第3条 この事業を推進するため、障がい者のスポーツ及びレクリエーションをサポートする組織を設置する。

- 2 組織の名称はH. S. S. 会（ハンディーキャップスポーツ、サポート、システム。）という。

(会員)

第4条 会員は、本事業の目的を理解し、積極的に事業に参加する意思を有する者で協会の会長が認めるもの。

- (1) (公財) 日本障がい者スポーツ協会のスポーツ指導員の資格を有する者。
- (2) 協会が実施する福岡市障がい者初級スポーツ指導員養成研修会を修了した者。
- (3) その他、この事業を充分に理解できる者。

(会員の活動)

第5条 会員は、障がい者のスポーツ・レクリエーションに積極的に参加し、もてるすべての能力を発揮して、優れた環境の中で障がい者スポーツ・レクリエーションの目的が達成できるようサポートしなければならない。

(秘密の保持)

第6条 会員は、活動によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第7条 事業の円滑な運営を図るため会員に対し、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 会員の資質の向上を図るための研修会、連絡会を開催しなければならない。
- (2) 研修会は、会員の技術の向上及び会員意識の高揚を図ることを目的とする。
- (3) 連絡会は、会員相互の交流を図ることを目的とする。

(連携)

第8条 事業の目的が充分達成できるよう市、福岡市立障がい者スポーツセンターと連携を充分に図らなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、協会の会長が別に定める。

(付則)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 第4条会員は本事業の目的を理解し、積極的に事業に参加する意思を有する者で協会会長が認めるもの。(改正平成8年1月17日)